相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県大野市牛ケ原第一一号一五番地、最後の住所千葉県四街道市大日五〇九番地一　アンダンテ四街道

被相続人　亡　松村八重子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月五日

事務所千葉県佐倉市栄町一九番地五　京成サンコーポ佐倉四〇五号　湯川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥　敦士

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市池田町三番丁二九番地四、最後の住所東京都世田谷区赤堤一丁目二五番一二号長田荘二〇一

被相続人　亡　安川　温子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月五日

石川県金沢市尾張町一丁目二番二号

相続財産管理人　菅井　俊明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市白菊町一八番、最後の住所石川県金沢市白菊町一八番八号

被相続人　亡　東　俊栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月五日

石川県金沢市大手町九番八号

相続財産管理人　弁護士　宮前　悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県春日井市鳥居松町六丁目二九番地一、最後の住所愛知県春日井市鳥居松町六丁目二九番地一サンライフマンション鳥居松三〇六号

被相続人　亡　山地　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月五日

名古屋市東区泉二丁目二七番一四号東海関電ビルディング三階ブナの森法律事務所

相続財産管理人　弁護士　村井　久記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市栄町二丁目7番地、最後の住所三重県津市長岡町五五七番地一

被相続人　亡　山岡二二雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月五日

三重県津市栄町二丁目四六六番地

相続財産管理人　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府与謝郡与謝野町字幾地五二五番地、最後の住所京都市右京区梅津中村町二九番地　リ・ミラリオ二〇一号

被相続人　亡　山添　明久

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月五日

京都府宮津市鶴賀二〇五四番地一　宮津商工会議所二階

相続財産管理人　弁護士　藤居　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区長居東四丁目五九番地、最後の住所大阪市住吉区千躰一丁目二番二一号千躰ハザマコーポ五F

被相続人　亡　波左間憲祐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月五日

大阪市北区西天満二―六―八堂島ビル五〇六

相続財産管理人　弁護士　児玉　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県小豆郡小豆島町安田甲五九六番地一、最後の住所香川県小豆郡小豆島町安田甲六〇六番地一

被相続人　亡　空井　康江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年七月五日

香川県小豆郡小豆島町馬木甲一一五八番地一〇

相続財産管理人　塩田　洋司

無縁墳墓等改葬公告

西方寺墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年七月五日

一、墳墓等所在地　鳥取県八頭郡若桜町大字若桜三〇六番地

一、墳墓等の名称　西方寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　鳥取県八頭郡若桜町大字若桜三〇六番地　宗教法人西方寺　代表役員　渡邉　誠功

公示送達

左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業に係る平成二十五年七月三日付換地処分通知は、送付を受けるべき者の住所、居所その他書類を送付すべき場所を確知することができないので、土地区画整理法第百三十三条第一項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を左記のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所不詳　岩永龜喜、住所不詳　林田忠治、住所不詳　宮崎尉八、住所不詳　池部勝藏、住所不詳　吉澤重太郎

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年七月五日

福岡県大牟田市泉町四番地の五

渡辺　栄一　福岡県大牟田市上官町一丁目五〇

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

株式の種類及び数

普通株式　一〇〇株

二、通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、熊本都市計画事業城南町中央土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

（教示）

一、この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に熊本市長に対して審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この通知の取消しの訴えは、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に城南町中央土地区画整理組合を被告として提起することができます。なお、六箇月以内であっても、この通知の日から一年を経過すると取消しの訴えを提起することができなくなります。

三、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に審査請求をした場合には、この通知の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを城南町中央土地区画整理組合事務所の掲示場所において掲示します。

平成二十五年七月五日

熊本県熊本市南区城南町今吉野一三二四番地二　城南町中央土地区画整理組合

理事長　甲斐　一行

任意清算公告

当社は、平成二十五年六月二十八日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年七月五日

名古屋市名東区富が丘五〇番地

合資会社ユージュン

代表社員　及川　順雄

大牟田瓦斯株式会社

代表取締役社長　小車　展生

株券の番号

第六新（七一）